

景観形成を図るうえでの基本方針

当地域内の景観特性及び将来の景観変化の可能性を勘案して、下記のとおり、上天草市大矢野町の全部と上天草市松島町の一部にまたがる地域を「大矢野島周辺景観形成ゾーン」、そして「沿道景観形成ゾーン」のそれぞれ2つのゾーンに分けて、次のような基本方針のもとに計画的に景観形成を図っていくこととしました。

なお、「沿道景観形成ゾーン」については、その路線の施設の集積や今後の立地可能性等から2つの地区に区分して計画しました。

⑫

上天草市

沿道景観形成ゾーン (A-2)

この地区は、落ち着いた感じのする建物等を基調として、ゆとりの空間を確保した沿道景観形成を図っていきます。

沿道景観形成ゾーン (A-1)

この地区は、地域の統一感を大事にするとともに、潤いのある沿道景観形成を図っていきます。

大矢野島周辺 景観形成ゾーン

このゾーンは、周囲の自然や地域景観との調和を図りながら、ゆとりと統一感のある景観形成を図っていきます。

③

⑩

④

⑤

⑧

⑨

⑦

⑥



凡 例

- ①～② 市町村界
- ②～③ 汀線から1,000m
- ③～④ 市町村界
- ④～⑤ 国道324号
- ⑤～⑥ 河川線(教良木川)右岸
- ⑥～⑦ 里道界
- ⑦～⑧ 地類界
- ⑧～⑨ 道路(国道324号)の中心から100m
- ⑨～⑩ 地類界
- ⑩～⑪ 見透線
- ⑪～① 汀線から1,000m
- ⑫ 汀線から1,000m

凡 例

- 大矢野島周辺景観形成ゾーン
- 沿道景観形成ゾーン (A1)
- 沿道景観形成ゾーン (A2)
- 国立公園の特別地域(景観形成地域外)

S=1:25,000

※使用した背景地図は、国土地理院数値地図(国土基本情報)SHP